



所得税の確定申告と町・

確定申告は自宅で

マイナンバーカードで自宅からe-taxで申告できます。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用してください。



相談は電話やチャットボットで

●確定申告テレフォンセンター

(確定申告に関する一般的な相談・申告用紙の郵送依頼)

☎823-2131

(音声ガイダンスに従い「0」を選択)

【利用時間】

8時30分～17時

(土・日曜日、祝日を除く)

●e-tax・作成コーナー

ヘルプデスク

(確定申告書等作成コーナーの操作方法に関する質問)

☎0570-01-5901

【利用時間】

9時～17時

(土・日曜日、祝日を除く)

●チャットボット(ふたば)

(確定申告に関する一般的な相談)

質問を入力すると、AIを活用した「税務職員ふたば」が答えます。



県民税の申告が始まります／

・公的年金収入がある人で

①公的年金収入が400万円を超える人

②公的年金以外の所得が20万円を超える人

・年の途中で退職し、再就職しなかったため、年末調整しなかった人

・医療費控除、住宅借入金等特別控除などを適用し、還付申告をする人 など

※確定申告が不要の人でも、役場での町・県民税の申告が必要な場合があります。

海田税務署 申告・相談会場について

申告期間 2月16日(月)～3月16日(月)※土・日曜日、祝日を除く。

受け付け時間 8時30分～16時

相談時間 9時～17時

場所 海田税務署(大正町1-13)

※申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。

・入場整理券は、LINEによるオンライン事前発行をお願いします。
・当日配布も行いますが、枚数制限があるため後日の来場をお願いする場合があります。



LINEからの取得はこちら
(友だち追加が必要です) ➤

海田町役場 申告・相談会場について

申告期間 2月16日(月)～3月16日(月)※土・日曜日、祝日を除く。

受け付け時間 8時30分～16時

場所 役場1階 多目的室1-1A

※役場の申告会場には税務署の職員は不在です。そのため、次の内容の相談は受けられません。税務署での申告相談を利用してください。
・申告の種類が【青色・分離・損失・修正】のもの、事業所得、譲渡所得、雑損控除、住宅借入金等特別控除適用の1年目、令和6年分以前の確定申告、準確定申告

●受け付け方法

先着順に受付番号札を取ってください。受付番号札がないと受け付けできません。

1日あたりの相談受け付け可能人数である60人に達した場合、その日の受付番号札の交付を終了します。

また、例年、期間の前半は混みあう傾向にあります。来庁する際に参考にしてください。

※令和8年1月1日現在、海田町に住んでいなかった人は受け付けできません。

●申告会場へ来場する人へ

改修工事のため、九十九橋は車両全面通行止めとなっています。

渋滞・混雑が予想されますので、来場の際は可能な限り公共交通機関を利用してください。

●所得税等の確定申告が必要な人

・事業所得や不動産所得などがあり、一年間の所得金額の合計額が、所得控除の合計額を超える人

・給与所得者(会社員など)で

①給与の年収が2,000万円を超える人

②給与・退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人

③給与を2カ所以上から受け取り、年末調整されなかった給与の収入金額と、給与・退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人

・公的年金収入がある人で

①公的年金収入が400万円を超える人

②公的年金以外の所得が20万円を超える人

・年の途中で退職し、再就職しなかったため、年末調整しなかった人

・医療費控除、住宅借入金等特別控除などを適用し、還付申告をする人 など

※確定申告が不要の人でも、役場での町・県民税の申告が必要な場合があります。

申告に必要なもの

①所得金額を証明する書類

給与・年金の源泉徴収票(原本)、不動産所得がある人は収支内訳書など

②控除を受けるための書類

社会保険・生命保険・地震保険などの控除証明書など

③医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書

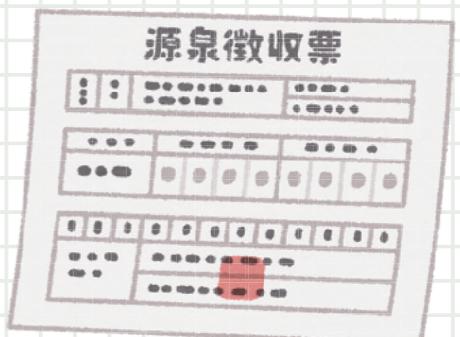
病院ごと、個人ごとに集計した医療費の額と生命保険などで補てんされる金額を記載したもの。または、医療保険者などが発行する医療費の額などの通知書を添付したもの

※医療費の領収書の提出は不要ですが、申告期限から5年間自宅で保管する必要があります。

⑤本人確認書類

●マイナンバーカード(個人番号カード)を持っている人は、マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)ができます。

●マイナンバーカードを持っていない人は、番号確認書類(通知カード、マイナンバーの記載のある住民票の写しなど)、身元確認書類(運転免許証、公的医療保険の資格確認書など)の両方が必要となります。



①～③は令和7年中(1月～12月)のものに限る。